

貸貸借随意契約結果表

公表事項	内 容
貸貸借主管課所名	建設局建築部建築総務課
件 名	建築関係申請用タブレット端末機器貸貸借
借 入 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 本庁舎10階 外
契 約 締 結 日	令和6年3月25日
契約の相手方名	(株)NTTドコモ埼玉支店
契 約 金 額	32,940円 (月額)
随意契約によることとした理由	<p>本件貸貸借は、タブレット型端末を設置し、建築関係申請に対する現地検査等の業務に活用することを目的としており、タブレット型端末の貸貸借とインターネット回線の使用について一括して契約を締結するものである。</p> <p>円滑に検査業務を行うためには、通信回線の維持向上の他、不具合時の速やかな対応が必要不可欠である。通信回線に不具合が生じた際に、速やかに電波改善策を実施できるのは、移动通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している業者のみであり、該当する3者を選定し、見積合わせを行った。</p> <p>その結果、2者が辞退となり、予定価格の範囲内であった1者と契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法施行令167条の2第1項第6号</p>